

三重県津庁舎他 2 施設太陽光発電設備導入事業（PPA 事業）
公募型プロポーザル参加要項

1 事業の目的

本事業は、津庁舎他 2 施設に太陽光発電設備を設置することにより、施設で使用する電気の一部を太陽光発電設備等から供給し、温室効果ガスの排出量を削減するとともに、PPA（電力販売契約）を活用した県有施設への自家消費型太陽光発電設備導入のモデル事業とすることを目的とする。

2 事業内容

- (1) 事業名 三重県津庁舎他 2 施設太陽光発電設備導入事業（PPA 事業）
- (2) 事業期間 契約締結日から撤去完了まで
(発電設備の運転開始から運転終了まで：最長 20 年間)
- (3) 事業内容 別添仕様書のとおり
- (4) 事業の実施場所 三重県津庁舎（三重県津市桜橋 3-446-34）
三重県桑名庁舎（三重県桑名市中央町 5 丁目 71）
斎宮歴史博物館（三重県多気郡明和町竹川 503）

- 3 上限単価
- | | |
|---------|-----------------|
| 三重県津庁舎 | 18.45 円/kWh（税込） |
| 三重県桑名庁舎 | 18.40 円/kWh（税込） |
| 斎宮歴史博物館 | 20.12 円/kWh（税込） |

4 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

- (1) 当該公募型プロポーザルに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 三重県電子調達システム（物件等）の利用登録を行っている者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。
- (4) 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- (5) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- (6) 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- (7) 本業務を実施する体制の中に、以下の資格を有する者を含めること。

ア 電気主任技術者（第 3 種以上）

- (8) 本事業と類似の事業履行実績（令和 2 年度から令和 6 年度までの期間において、「高圧（又は特別高圧）受電施設の屋上または屋根における太陽光発電設備等の設備設計及び導入業務」の履行実績を有すること。ただし、実績は公共事業でなくても構わない。

なお、履行実績を証明するものとして、契約書、仕様書、図面、設備が稼働していることを証明するもの（発電実績、PPA 単価による請求実績等）等を提出すること。

(9) 本公募は、単体事業者に加え、共同事業体の参加も認めるものとする。共同事業体を構成して参加する場合にあっては、次のすべての要件を満たしていること。

ア 構成員において決定された代表者が、共同事業体の協定書において明らかであること。
代表者については、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とする。なお、協定書には、各構成員の代表者印を押印し、構成員の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。

イ 共同事業体を構成する代表者及び構成員が、本公募の他の応募者（他の参加者が共同事業体である場合は、その代表者及び構成員）でないこと。

5 施設見学

以下の日程で施設見学が可能です。施設見학을希望する場合は、14の担当所属へ施設見学の2日前の17時までに連絡をお願いします。なお、施設見学の受付は先着順で行います。同日に施設見학을希望する事業者が複数重なった場合など、希望日に見学できない場合がありますので予めご了承ください。

4月17日（木）津庁舎、斎宮歴史博物館

4月18日（金）桑名庁舎

4月24日（木）津庁舎、斎宮歴史博物館

4月25日（金）桑名庁舎

5月1日（木）津庁舎、斎宮歴史博物館

5月2日（金）桑名庁舎

6 参加受付

公募型プロポーザルに参加を希望する事業者は、次に定める書類に必要事項を記載のうえ、提出をお願いします。

(1) 提出期限

令和7年5月9日（金）17時まで（必着）

(2) 提出方法

郵便、民間事業者による信書便又は持参により提出してください。なお、郵便又は信書便により提出する場合は、提出期限までに電話にて担当所属に受理の確認をしてください。また、持参により提出する場合は、事前に電話にて担当所属に持参する日時の連絡を行ってください。

(3) 提出先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地 三重県環境生活部環境共生局地球温暖化対策課

(4) 提出書類

ア 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（第1号様式）及び添付書類

イ 共同事業体協定書兼委任状（第2号様式）

※共同事業体等、複数社から成る組織による申請の場合に提出が必要です。また、上記様式とともに事業体の組織規定や会則、契約書等の写しを添付してください。

7 参加資格の確認通知

提出いただいた書類を確認し、参加資格の有無について通知を行います。

(1) 通知日

令和7年5月14日（水）（予定）

（2）通知方法

電子メール

※公募型プロポーザル参加資格確認申請書に記載されたメールアドレスに通知します。

（3）通知内容

参加資格を有すると認めた事業者には、その旨連絡するとともに、期日までの企画提案書の提出を求めます。

参加資格を有しないと認めた事業者には、その旨、理由を付して連絡します。

8 質問の受付及び回答

（1）質問の受付期間

令和7年5月19日（月）17時まで（必着）

（2）受付方法

質問は文書（任意様式）により、担当課あて電子メールまたはFAXで提出のうえ、電話にて着信の確認を必ず行ってください。また、題名の最初に「【質問】三重県津市舎他2施設太陽光発電設備導入事業（PPA事業）」と明記してください。

なお、質問文書には事業者名のほか、回答を受ける担当窓口の課名、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを明記してください。

（3）質問の内容

原則として、当該事業にかかる条件や応募手続きに限るものとし、他の事業者からの提案書の提出状況等に関する内容等は受け付けることができません。

（4）質問への回答

令和7年5月22日（木）までに原則三重県ホームページに回答を掲載します。

なお、質問がなかった場合は掲載しません。

9 企画提案書の提出

（1）提出期限

令和7年6月5日（木）17時まで（必着）

※提出期限までに下記（4）に示す提出書類すべてを提出いただけなかった場合は、プロポーザルの評価の対象となりませんので、留意してください。

（2）提出方法

郵便、民間事業者による信書便又は持参により提出してください。なお、郵便又は信書便により提出する場合は、提出期限までに電話にて担当所属に受理の確認をしてください。また、持参により提出する場合は、事前に電話にて担当所属に持参する日時の連絡を行ってください。

（3）提出先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地 三重県環境生活部環境共生局地球温暖化対策課

（4）提出書類及び提出部数

ア 企画提案書（第3号様式から第6号様式） 12部（正本1部、副本11部）

（ア）事業の実施内容（第4号様式）

①実施方針

・提案の基本方針を記載してください。

②太陽光発電設備

- ・ 想定する太陽光パネルの仕様、個数及び全体の定格出力（kW）、パワーコンディショナの仕様、台数及び全体の最大定格出力（kW）を記載してください。
- ・ 太陽光パネル及びパワーコンディショナの仕様を選定するうえで配慮した点を記載してください。

③自家消費量及び温室効果ガス排出量

- ・ 想定自家消費量（太陽光発電設備の発電電力量のうち施設で使用される量）を算定し、記載してください。
- ・ 自家消費率（想定自家消費量を施設の使用電力量で除したもの）を算定し、記載してください。
- ・ 1年間の温室効果ガス排出削減量を算定し、記載してください。
※電力の二酸化炭素排出係数は、0.000422kg-CO₂/kWhを使用してください。

④設備設置仕様

- ・ 太陽光発電設備の設置場所、設置方法（架台等）を記載してください。
- ・ 想定する設置場所、設置方法における、JIS C8955（2017）に定められている荷重（風圧、積雪、地震）に対する太陽光発電設備の耐荷重を、風速、積雪量、震度等を用いて記載してください。
- ・ 太陽光発電パネル（架台を含む）の単位面積当たりの重量（kg/m²）を記載してください。

⑤システム構成

- ・ 導入設備全体のシステム構成図を記載してください。
- ・ PPA事業者による供給電力と系統からの供給電力の区別の仕方（電力量計の設置場所、計量方法等）を記載してください。
- ・ 平常時の電気の流れを記載してください。
- ・ 系統停電時（施設の非常用発電機が運転）の電気の流れを記載してください。
- ・ 太陽光発電設備の発電電力量が館内の消費電力量を上回りそうになった場合のパワーコンディショナの動作について記載してください。

（イ）実施体制（第5号様式）

①事業実施体制図

②工事計画概要、工事実施体制（従事予定の現場代理人、主任技術者及び担当者の資格、経歴等を記載し、資格については資格証の写し等を添付してください。）、スケジュール

③県内事業者の活用

- ・ 事業の実施にあたっては、県内事業者（三重県内に本社、支店又は営業所を有する事業者）を優先して選定することとし、提案者が行う業務における県内事業者の活用方法について記載してください。

④運転期間における維持管理・メンテナンス等の計画（定期点検、設備交換計画、遠隔監視の有無等）、実施体制（点検時、異常又は故障時、災害発生後等）

※運転終了まで継続して実施すること。

⑤代表事業者の経営状況（過去5ヶ年）

- ・ 貸借対照表、損益計算書等を記載（別途添付する場合はその旨を記載）してください。

- ⑥工事費、運転管理、維持管理及び撤去のための費用、資金調達を含めた事業資金計画
- ⑦故障、緊急時の対応体制表及び対応方法
- ⑧運転期間終了後など、設備を撤去し導入前の状態に戻す方法及びその際の注意点等
- ⑨事業実施中のリスクに対する対策

- ・ 損害保険の補償額、適用範囲、その他の対策等を記載してください。
- ・ 事業者の都合により事業期間の途中で事業を中止した場合に、確実に設備が撤去されるための対策（撤去・廃棄費用の積立、契約書において所有権及び撤去・廃棄費用の移転に関する条文を設けるなど）について記載してください。

(ウ) 電力シミュレーション内訳書（第6号様式）

年間予想電気使用料金については、電力シミュレーション内訳書の必要項目を入力のうち、算定してください。

(エ) 全体的な留意事項

- ・ 企画提案の選考においては、提案者から提出された企画提案書に基づき評価を行い、記載内容に応じて採点します。このため、提案内容を評価しやすいように、具体的に分かりやすく記載するようにしてください。
- ・ 提案内容は、確実に提案者が実現できる範囲で記載してください。提案書に記載した内容は、提案価格の中で実現を約束したものとみなします。また、提案書等の内容において、2通り以上に解釈できるような記載は避けてください。
- ・ 提出された企画提案書は返却しません。
- ・ 提出された企画提案書等は、提案者に無断で使用しません。ただし、選定を行う作業において必要な範囲で複製を作成することがあります。
- ・ 提出された企画提案書は、提出後に追加や変更を行うことはできません。

イ その他提案資料（任意様式）

各様式に記載された内容を補完するための資料があれば提出してください。

10 選定方法

(1) 選定委員会の設置

本事業を実施する事業者を選定するため、「三重県津庁舎他2施設太陽光発電設備導入事業（PPA事業）事業者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）を設置します。なお、選定委員会は非公開で行います。

(2) プレゼンテーションの実施

提案内容の審査を行うため、提案者によるプレゼンテーションを実施します。プレゼンテーションの実施日時、実施場所等については、令和7年6月6日（金）までに電子メールまたは電話により連絡します。

日時 令和7年6月11日（水） 予定

場所 三重県庁周辺施設

- 実施方法
- ・ 1事業者につき、30分（事業者からの説明 15分、質疑応答 15分）を予定しています。
 - ・ 当日は質疑に回答できる方が必ず出席してください。

(3) 選定手続

選定委員会は、「11 審査基準」に基づき、提出された企画提案書等の内容について審査及び評価を行い、各選定委員の企画提案に対する評点合計が高い順に順位を付し、付した順位

を順位点とし、全選定委員の順位点の合計が最も低い企画提案者を第1順位（事業予定者）として選定します。ただし、事業の品質を確保するために、選定委員の平均得点が180点を下回る事業者は失格とします。

（4）選定結果の通知

選定結果については、すべての企画提案者に対して速やかに通知します。

11 審査基準

選定委員会において、下記の審査基準に基づく企画提案書の審査を行い、最も優れた提案をした者を第1順位（事業予定者）とします。

評価項目及び配点等評価表

評価項目		評価の視点	配点
技術提案に関する事項 (80点)	導入設備の内容	太陽光発電設備の出力(kW)が大きいこと	30
		自家消費量(kWh)が多いこと	10
		システム構成に実現性があること	20
		設備の設置方法が優れていること	10
		平常時、非常時の運用方法が優れていること	10
実施体制 (90点)	工事遂行能力	実施体制、スケジュールが適切であるか	10
	県内事業者の活用	県内事業者を活用する提案となっているか	10
	業務遂行能力	メンテナンス計画、実施体制が適切であるか	30
	事業実施中のリスク対応	事業実施中に発生するリスクに対応できる提案となっているか	20
	事業実施に係る保証	設備の導入、運転期間中、撤去まで対応できる提案となっているか	20
財務状況(30点)		財務状況に問題がないか	30
PPA単価(100点) ※第6号様式の加重平均単価を評価します。		安価な提案がされているか (評価方法) 18.98円/kWh～18.00円/kWh 25点 17.99円/kWh～15.00円/kWh 以下の計算式による。 14.99円/kWh～ 100点 (計算式) 点数＝473.505－75÷3.01×PPA単価(円/kWh) ※小数点以下切り捨てとする。	100
評価の合計(300点)			

12 契約等

（1）契約方法

公募型プロポーザルにより決定した事業予定者と随意契約を行います。

（2）支払条件

毎月、指定した日に検針を行い、PPA 単価に使用電力量を乗じた額を県から事業者に支払います。

(3) その他

事業予定者が契約締結日までに次のいずれかにより契約が不可能となった場合は、審査会において次順位であった者（選定委員の平均得点が 180 点以上の者に限る）を新たな事業予定者として手続きを行うものとします。

ア 本参加要項「4 参加条件」に記載の要件のいずれかを満たさなくなった場合

イ 企画提案書の提案内容が無効となった場合

ウ その他特別な事由により契約が不可能となった場合

13 その他

(1) 提案いただいた内容は、履行いただく義務が生じます。

(2) 公募型プロポーザルの応募申請等に要した費用は全て応募申請者の負担とします。

14 担当所属

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県環境生活部環境共生局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策班

TEL : 059-224-2368 FAX : 059-229-1016 E-mail : earth@pref.mie.lg.jp